

③ 障害者差別解消法に関する職員研修の取組

1 消防局の研修体系

横浜市消防局は、政令指定都市で最大の約3,600人の職員が在籍している。職員数が多く、職員の約8割が現場活動に従事する24時間交代勤務者であることを踏まえ、研修内容の浸透が十分に図られるよう、当局では、人権啓発研修の推進体制をより強固なものとするため、「消防局人権啓発研修推進要領」を定めている。そして、この要領に基づき、全責任職が「責任者補佐」や「指導者補助」等の役割を担う体制を構築するとともに、人権啓発研修推進委員会を設置し、当局の研修推進計画を策定している。

によるグループ研修を主体とした「責任職研修」、消防署等の各所属単位で実施する全職員を対象とした「所属研修」を行うこととしている。「所属研修」は、各職員が人権問題を自分の問題としてとらえることができるように討議を行う研修を中心としている。

人権研修は全職員の受講を目標としているが、対象者に24時間の交代勤務者が多く、全員が同時に受講することが難しい中、研修を繰り返し行うことで、平成28年度は延べ157回約2,500名の職員が研修に参加した。

また、研修の内容については、業務の特殊性を考慮することが大切である。消防は災害や救急現場など、危険が切迫した状況下で障害のある方と接する可能性がある。そのため、災害現場や救急現場における障害者の方の行動特性等を考慮した消防活動のあり方、過去の災害現場での諸課題について検討を行うなど、職員がイメージしやすい内容とし、研修効果の拡大を狙った「所属研修」を実施した消防署もあった。

2 平成28年度の実施状況

研修推進計画では、責任職

AINET
トピック4
人権啓発

- 平成29年度消防局人権啓発研修の推進について
 - 研修資料
 - 平成28年度消防局人権啓発研修の推進について (H28.6.17通知)
 - 【平成28年度】人権啓発研修指導者会議参考資料 1.5MB
 - 人権 (掲載事例)
 - 平成28年度消防局人権啓発推進員資料 (局内研修用) 1.0MB
 - 人権啓発指導者研修資料 (パワハラ・セクハラ研修)
 - 消防局人権啓発研修推進要領
 - 横浜市職員人権啓発研修推進要綱
 - 平成27年度消防局人権啓発研修の推進について (通知)
 - 【参考】平成27年度人権啓発研修概要

図1

症状が出たのはいつからですか？

30分前から 1時間前から ずっと前から

初めの症状ですか？

初めて 前にも

どのくらいの強さですか？

すこし 多い

いつも行く病院はありますか？

はい

飲んでいる薬はありますか？

いいえ

持病はありますか？

- 高血圧
- 糖尿病
- 心臓病
- 生理中
- 肝臓
- 脳卒中
- がん
- 妊娠中
- てんかん
- 精神疾患
- その他
- アレルギー

あなたのお名前は？

あなたの生年月日は？

あなたの住所は？

あなたの電話番号は？

家族、関係者の電話番号を教えてください？

消防局へ行きませ

図2

コミュニケーションボード

「具体的に」「ゆっくり」「やさしく」話しかけてください

どうしましたか？

いいい くるしい からだのどこですか？

めまいがする 気分が悪い いたい つかれた

手話通訳者の派遣は必要ですか？

はい いいえ

どれか持っているものはありますか？

スマートフォン 聴覚補助器具 点字機 点字機 点字機 点字機

コミュニケーションボード作成 横浜消防局 イラスト制作 福田 健司

3 研修に関する情報の共有

災害を考えたもの、などである。障害に関する一般的な知識の習得のみでなく、自らの業務に照らした研修は大切であると考えている。研修内容の共有等も図っていききたい。

研修効果を高める方策として、消防局の職員共有ツールのイントラネット

執筆

清水 晋
消防局人事課 人事係

ト「AINET」も活用している。イントラネット内に人権啓発コースを開設し(図1)、関係通知や研修で使用した資料等を共有することで、研修に参加できなかった職員を含め、各職員が職場のパソコンで人権研修をいつでも受講することができる環境を整備し、効果拡大を図っている。

4 その他の取組

当局的災害現場等における聴覚障害者等への支援事業についても紹介しておきたい。

まず、聴覚障害者等からの119番通報に対して「eメール・Web119通報システム」を運用している。聴覚障害者等が事前に登録することで、携帯電話やインターネット端末からeメールやWebを利用して緊急通報が行えるシステムである。

また、災害現場では、現場に駆け付けた救急隊員等が聴覚障害者等から症状を聞き取る際に、円滑にコミュニケーションを図る方法として、コミュニケーションボード(図2)を活用している。

その他、平成22年からは健康福祉局が所掌する「横浜市救急手話通訳者派遣事業」を運用している。119番通報

時や救急現場等において手話通訳者の派遣要請を受けた場合に、搬送先医療機関に手話通訳者を派遣し、聴覚障害者等の意思疎通を支援する制度で、119番通報↓現場↓搬送↓医療機関の一連の流れにおいて切れ目のない支援を展開するものである。

5 おわりに

障害者差別解消法の目的は、障害の有無による分け隔てのない、共生社会の実現である。近年、全国各地で自然災害が多く発生しており、災害の規模が大きいほど、障害のある方を含む多くの方が被災する。このとき、被災した方の救助、支援活動には市民による共助が大切であり重要となる。したがって、消防局が所掌する事業における合理的配慮のほか、市民への啓発活動が必要であると考える。

緊迫した災害、救急現場においても、市民の皆様にも「最高水準の消防サービス」を提供するため、消防のプロとしてどのように行動すべきか、今回の研修を通じて改めて考え直すきっかけとなり、人材育成の視点からも意義のあるものとなった。

コラム

数字でみる横浜市の状況②

健康福祉局課長補佐(障害企画課企画調整係長)
中村 剛志

◆障害のある人の住まい

どんな障害があっても、できる限り自ら「住まいの場」を選択し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることが望まれます。一方で、やむを得ず今の住まいに住み続けることが困難になる場合も想定されますが、そのような場合でも、その時々障害児・者の状況に合ったところで生活できるように仕組みが必要です。

そのため、横浜市では、障害のある人の希望や状況に合った場所に住むことができるなど、様々なニーズに応えられるよう、多様な住まいの構築を進めています。

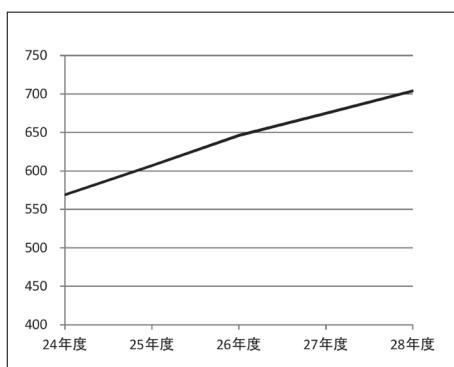
ちなみに、地域の中で障害のある人が共同で生活をする場として、「障害者グループホーム」を平成24年度からの4年間で135か所(定員:2,105人)整備しました。

表1 障害者グループホームの推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
箇所数(か所)	569	607	646	675	704
定員(人)	3,054	3,290	3,551	3,762	3,959

※各年度3月末現在

グラフ1 箇所数の推移



グラフ2 定員の推移

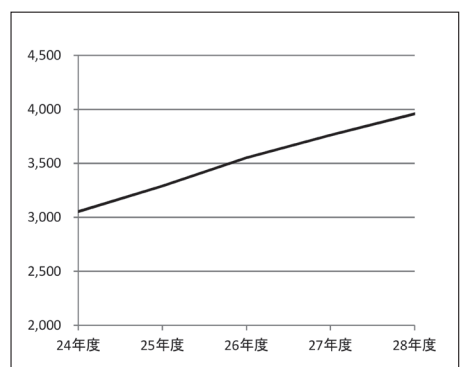


表2 障害のある人が現在暮らしているところ(平成26年 当事者アンケートより)

	自宅(親などと生活)	自宅(配偶者や子どもと生活)	自宅(一人暮らし)	グループホーム	入所施設	高齢者施設・高齢者向け住宅	病院	無回答
身体障害	24%	53%	14%	1%	3%	1%	2%	2%
知的障害	72%	3%	3%	12%	7%	1%	1%	1%
精神障害	44%	22%	22%	3%	2%	1%	3%	3%